

官報号外 昭和五十三年五月十二日

社会労働委員長 和田 静夫
参議院議長 安井 謙蔵

参議院議長 衆議院議長 保利 茂
安井 謙蔵

○第八十四回 参議院会議録第二十一号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)

午後四時八分開議

○議事日程 第二十一号

昭和五十三年五月十一日

午後四時開議

○議長(安井謙蔵君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお詣りいたします。

内閣から、中央更生保護審査会委員長に勝田成治君を任命することについて本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙蔵君) 過半数と認めます。よって、これに同意することに決しました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、社会保険労務士法の施行状況にかんがみ、社会保険労務士の業務に事業者の提出する申請書等の提出手続の代行業務を加え、社会保険労務士試験の科目を補充するとともに、社会保険労務士の品位の保持、資質の向上等を図るため、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を設立することができるようとする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

社会保険労務士制度の現状にかんがみ、次の事項について改善を図るものとする。

一、社会保険労務士の免許制度については、社会保険労務士会の組織状況、全国社会保険労務士会連合会の事務処理能力等を勘案し、できるだけ早い機会に、全国社会保険労務士会連合会による登録制度への移行措置を講ずるものとすること。

二、社会保険労務士と行政書士のそれぞれの資格制度及び業務分野の独立性にかんがみ、すでに行政書士の資格を得ている者を除いては、近い将来、社会保険労務士の業務と行政書士の業務の完全な分離を図る措置を講ずるものとするること。

右決議する。

2 社会保険労務士会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。
3 社会保険労務士会は、法人とする。

○議長(安井謙蔵君) 日程第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長和田静夫君。

○社会労働委員長(和田静夫君) 報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十三年五月九日

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

(社会保険労務士会の会則)

第三十五条の三 社会保険労務士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 会員の名称及び事務所の所在地
- 入会及び退会に関する規定
- 役員に関する規定
- 会議に関する規定
- 社会保険労務士の品位保持に関する規定
- 資産及び会計に関する規定
- 会費に関する規定
- その他の社会保険労務士会の目的を達成するために必要な規定

2 社会保険労務士会の会則の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社会保険労務士会の登記)

第二十五条の四 社会保険労務士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(社会保険労務士会の役員)

第二十五条の五 社会保険労務士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、社会保険労務士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行つて代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(社会保険労務士会の報告義務)

第二十五条の六 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士が、その業務に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反したと認めるときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(全国社会保険労務士会連合会)

第二十五条の七 全国の社会保険労務士会は、主務大臣の認可を受けて、会則を定めて、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るために、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(連合会の会則)

第二十五条の八 連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 第二十五条の三第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項
- その他連合会の目的を達成するため必要な規定

(意見の申出)

第二十五条の九 連合会は、主務大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)

第二十五条の十 第二十五条の二第二項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、連合会に準用する。

2 附 则

1 (施行期日)

この法律は、昭和五十三年九月一日から施行する。

(社会保険労務士会及び連合会に対する監督)

2 (厚生省設置法の一部改正)

この法律は、昭和五十三年九月一日から施行する。

(社会保険労務士会連合会の一部を改正する)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の九を第六十二号の十と

2 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらに対し、その業務の改善について勧告することができる。

2 第二十七条中「及び第一号に規定する」を「から「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第五号中「第二十四条第一項」の下に「又は第二十五条の十一第一項」を加え、「同項」を「第二十四条第一項」に改める。

2 第二十二条中第十三号の六を第十三号の七とし、「第六十二号の九」を加える。

第三十六条の四中「第六十二号の八」の下に「(労働省設置法の一部改正)

2 第二十二条中第十三号の三から第十三号の五までを「一号ずつ

3 第二十二条中第十三号の二の次に次の一号を加え、別表第一(中厚生年金保険法の項を削る。別表第二(中厚生年金保険法の項の次に次のように加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに税理士会及び日本税理士会連合会並びに社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会」を「税理士会及び日本税理士会連合会並びに社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会」に改める。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中社会保険診療報酬支払基金の項の次に次のように加える。

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

<p>(法人税法の一部改正) 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第一号の表中社会福祉法人の項の次に次のように加える。</p> <p>社会保険労務士会 十一年法律第八十九号</p> <p>別表第二第一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。</p> <p>全国社会保険労務士会 社会保険労務士法</p>

<p>○和田静夫君登壇、拍手</p> <p>○和田静夫君 ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。</p> <p>本法律案の主な内容は、第一に、社会保険労務士の業務に事業主等の提出する申請書などの提出手続の代行業務を加えること、第二に、社会保険労務士は、都道府県ごとに一個の社会保険労務士会を、全国の社会保険労務士会は全国社会保険労務士会連合会を設立することができるなどとすること、第三に、主務大臣及びその他の行政機関は、広報、調査等について社会保険労務士会または全国社会保険労務士会連合会に協力を求めることができるものとすること、第四に、社会保険労務士試験の試験科目に国民年金法及び通算年金通則法を加えること、などあります。</p> <p>なお、本案は衆議院社会労働委員長の提出によるものであります。</p> <p>委員会におきましては、採決の結果、本法律案は原案どおり全会一致で可決いたしました。</p>
--

<p>○議長(安井謙君) 日程第三 審議会等の整理等に関する法律案</p> <p>○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>以上両案を一括して議題といたします。</p> <p>田十一郎君。</p>

<p>審議会等の整理等に関する法律案</p> <p>右は多数をもつて可決すべきものと議決した。</p> <p>よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>昭和五十三年五月十一日</p> <p>内閣委員長 塚田十一郎</p> <p>要領書</p> <p>参議院議長 安井 謙殿</p>
--

なお、本案に対し、社会保険労務士の登録制度への移行、行政書士と業務の分離など、制度の改善を内容とする附帯決議を全会一致でつけることになりました。

第一章 総理府関係

(総理府設置法の一部改正)

ようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約八千百円であります。

あつて、昭和五十三年度予算に計上されています。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中國土総合開発審議会の項、国土利用計画審議会の項、東北開発審議会の項、九州地方開発審議会の項、四国地方開発審議会の項、中国地方開発審議会の項、北陸地方開発審議会の項、首都圏整備審議会の項、近畿圏整備審議会の項、中部開発整備審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、特殊土じよう地帯対策審議会の項、離島振興対策審議会の項、奄美群島振興開発審議会の項、小笠原諸島復興審議会の項、山村振興対策審議会の項、近畿圏整備審議会の項、中部開発整備審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、水資源開発審議会の項、地方産業開発審議会の項、水資源開発審議会の項、豪雪地帯対策審議会の項、特殊土じよう地帯対策審議会の項、離島振興対策審議会の項、奄美群島振興開発審議会の項、小笠原諸島復興審議会の項、山村振興対策審議会の項及び台風常襲地帯対策審議会の項を削る。

(社会保障制度審議会設置法の一部改正)

正する。

第三条中「四十人」を「三十四人」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に、「同数」を

「十人(第二号に掲げる者にあつては、四人)」に

改める。

(地方制度調査会設置法の一部改正)

第三条 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法

律第三百十号)の一部を次のように改止する。

第六条第一項及び第三項中「、関係各行政機

関の職員」を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

目次

第一章 総理府関係(第一条)

第二章 大蔵省関係(第二十三条—第二十九条)

第三章 文部省関係(第四十条—第四十三条)

第四章 厚生省関係(第四十四条—第五十四条)

第五章 農林水産省関係(第五十五条—第六十一条)

第六章 通商産業省関係(第六十四条—第七十条)

第七章 運輸省関係(第七十五条)

第八章 建設省関係(第七十六条)

第九章 労働省関係(第七十七条—第七十九条)

第十章 自治省関係(第八十条)

附則

第四条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第
四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項の表中

航空・電子等 技術審議会	航空技術、電子技術その他の科学技術に関する総合的試験研究（他の行政機関の所掌に属するものを除く）を要す 技術に関する重要事項を審議すること。
-----------------	---

電子技術審議会	航空技術に関する重要事項を審議すること。
---------	----------------------

第七条第一号中「第八条まで」の下に「及び第八号」を削る。

二十一條第一項を加える。

第七条第一号中「第八条まで」の下に「及び第八号」を削る。

要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定めることとする。

（その他の附屬機関）

第十条 次の表の上欄に掲げる機関は、国土庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

（その他の附屬機関）

種類	目	的
土地鑑定委員会	国土調査法、国土調査促進特別措置法及び国土利用計画法の規定によりそ の権限に属させられた事項を行うこと。	地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定土特例試験及 び不動産鑑定土補特例試験に関する法律の規定によりその権限に属させら れた事項を行なうこと並びに長官の諮問に応じて不動産の鑑定評価に関する 重要事項を調査審議し、又は当該事項について長官に建議すること。
水資源開発審議会	水資源開発促進法の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。	水資源開発促進法の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。
奄美群島振興開発審議会	奄美群島振興開発特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行 なうこと。	奄美群島振興開発特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行 なうこと。
小笠原諸島復興審議会	小笠原諸島復興特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行 なうこと。	小笠原諸島復興特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行 なうこと。

国土利用計画審議会

国土調査法、国土調査促進特別措置法及び国土利用計画法の規定によりそ
の権限に属させられた事項を行うこと。

第五条 技術士法（昭和三十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「関係行政機関の職員及び國土審議会のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。」を削る。

（國土庁設置法の一部改正）

第六条 國土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（國土審議会）

第八条 國土庁に、附屬機関として、國土審議会を置く。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 國土審議会（以下この条において「審議会」といふ。）は、第四条第二十二号ロ、ホ、リ、ルからまで及びオに掲げる法律その他

の法律の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、國土の開発、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議する。

審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者

二 參議院議員のうちから参議院が

九人

13 審議会は、その所掌事務を処理するため必
とができる。

14 第七条第一号中「国土審議会」を「國土審議會」に改め、同

第三条 削除

第四条の見出しを「國土審議會」に改め、同
合開發審議會」を「國土審議會」に改める。

15 第七条第一項中「聞き」を「聴き」に、「國土總
合開發審議會」を「國土審議會」に改める。

第七条の二第三項及び第四項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

第八条第四項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十一条第一項中「充分」を「十分」に、「居ない」を「いない」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十条の二第二項及び第十三条の二第二項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第十一条第一項中「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第二項を削る。

(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法一部改正)

第八条 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特殊土じよう地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三条第一項中「特殊土じよう地帯対策審議会」を「国土審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国土審議会(以下「審議会」という。)は、特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要な事項を調査審議する。

第五条第二項中「特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要な事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除
(離島振興法の一部改正)

第九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「離島振興法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七条)」を加える。

第八条第一項を「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十一条第一項中「(離島振興法)」を「(国土審議会)」に、「調査審議する。」を「(離島振興法)」に改める。

第十条第一項中「審議会」を「(国土審議会)」に、「離島振興に関する重要な事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第十一条第一項を「(離島振興に関する重要な事項)」に改め、「(国土審議会)」に、「(離島振興に関する重要な事項)」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

第十一条 削除
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第九条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「属せしめられた」を「属させられた」に、「總理府」を「国土庁」に改める。

第八条第一項中「関係行政機関の職員」を削る。

第八条第一項を「(首都圈整備法の一部改正)

第十一条 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「(首都圈整備審議会)」を「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十一条第一項を「(首都圈整備審議会)」を「(第一章 国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条第一項中「かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を削る。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除
(九州地方開発促進法の一部改正)

第十三条第一項中「聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を「聴いて」に改める。

第三条第一項を「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除
(中国地方開発促進法の一部改正)

第十七条 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七百七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「中國地方開発審議会」を「(中国地方開発促進法の一部改正)

第十八条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「(審議会)」を削る。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除
(離島振興法の一部改正)

第九条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七条)」を加える。

(東北開発促進法の一部改正)

第十一条第一項中「東北開発促進法(昭和三十一年法律第八十号)」の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東北開発審議会」を「(国土審議会)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除
(四国地方開発促進法の一部改正)

第十一条第一項中「四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)」の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四国地方開発審議会」を「(国土審議会)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除
(第六条から第八条まで削除)

第五条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条中「(審議会)」を「(国土審議会)」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
(台風常襲地帯における災害防除に関する特別措置法の一部改正)

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
(台風常襲地帯における災害防除に関する特別措置法の一部改正)

第七条第一項中「属せしめられた」を「属させられた」に、「總理府」を「国土庁」に改める。

第八条第一項中「(関係行政機関の職員)」を削る。

第八条第一項を「(首都圈整備法の一部改正)

第十一条第一項中「(首都圈整備審議会)」を「(国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第十一条第一項を「(首都圈整備審議会)」を「(第一章 国土審議会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条第一項中「かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を削る。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除
(九州地方開発促進法の一部改正)

第十三条第一項中「聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て」を「聴いて」に改める。

第三条第一項中「(九州地方開発促進法の一部改正)

第十四条 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九州地方開発審議会」を「(国土審議会)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除
(第五条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条中「(審議会)」を「(国土審議会)」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
(第六条から第八条まで削除)

第六条から第八条までを次のように改める。

(第六条から第八条まで削除)

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
(第五条の見出しが「(国土審議会)」に改め、同条中「(審議会)」を「(国土審議会)」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除
(第六条から第八条まで削除)

第二十九条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第五条第一項中「近畿圏整備審議会」に、「あく」を「聴く」に改める。

（小笠原諸島復興特別措置法の一部改正）

第三十条 小笠原諸島復興特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「総理府」を「国土庁」に改める。

（琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正）

第三十二条 国土利用計画法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改める。

第三十三条 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第三十三条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律百四十四号）の一部を次のように改める。

第十七条第一項中「の外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に、「通り」を「おり」に改め、同項の表中國民金融審議会の項、旧軍港市国有財産処理審議会の項及び連合国財産補償審査会の項を削る。

第二十二条の二に次の二項を加える。

2 旧軍港市国有財産処理審議会は、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する旧軍港市関係財務局の附屬機関として関東財務局に置かれるものとし、その設置の目的は、旧軍港市関係財務局

（財政法の一部改正）

第三十四条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改める。

（税定率法の一部改正）

第三十五条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改める。

（税定率法の一部改正）

第三十六条 財政法（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改める。

（財政法の一部改正）

第三十七条 旧軍港市転換法の一部を次のように改める。

第六条第一項中「大蔵大臣」を「その管轄区域内外に旧軍港市が所在する財務局（以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。）の財務局长」に、「大蔵省」を「旧軍港市関係財務局の附屬機関として、関東財務局」に改め、同条第二項中「十九人」を「十六人」に改め、同条第三項中「左にかかる」の下に「、特別委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから任命された」を削り、同条第八項中「前項」を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第三十八条 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改める。

日次中「第二章 国民金融審議会（第十条）を「第二章 削除」に、「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第二章を次のように改める。

（酒類審議会等の整理等に関する法律案外一件

（酒類審議会等の整理等に関する法律案外一件）

第三十九条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改める。

第十九条第一項を削り、第三項を第二項とする。

第二十条第一項中「掲げる」を「規定する」に改め、「審議会の議を経て行う」を削る。

第二十四条 削除

（文部省設置法の一部改正）

第四十条 文部省設置法（昭和二十四年法律第一百六号）の一部を次のように改める。

第二十七条第一項の表私立大学審議会の項中「及び私立大学」を「及び私立高等専門学校並びにこれらの学校に「私立大学に関する」を私立大学及び私立高等専門学校に「大学設置の認可及び」を「大学及び高等専門学校の設置の認可並びに」に改め、同表中高等専門学校審議会の項を削る。

（学校教育法の一部改正）

第四十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第一六号）の一部を次のように改める。

第六十条第一項中「第五十条第五項」の下に「第六十条第一項」を加え、同条を第七十条の八と第七十条の七とす。

第六十条第一項中「第七十条の九」を「第七十条の八」に改める。

（酒税法の一部改正）

第三十九条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改める。

第三十八条第一項中「國稅廳長官及び」を削り、同条第二項中「國稅廳長官及び」を削り、同条第四項を次のように改める。

（酒税法の一部改正）

第四十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第一六号）の一部を次のように改める。

第六十条第一項中「第五十条第五項」の下に「第六十条第一項」を加え、同条を第七十条の八と第七十条の七とす。

第六十条第一項中「第七十条の九」を「第七十条の八」に改める。

「公衆衛生審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十九条の十四第二項中「精神衛生審議会」

を「公衆衛生審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第五十四条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)の一部を次の

第三十四条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中農業調査審議会の

項を削り、
農林統計審議会
農業共済再保険審査会

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)によ
り政府の行なう再保険に関する事項を審査し、並びに
農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。

農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の作成
及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重
要事項を調査審議すること。

項を削り、

農林統計審議会
農業共済再保険審査会

森林国営保険法(昭和二十二年法律第二百八十五号)、農業災害補償法(昭和二十七年法律第二百八十八号)及び漁船損害補償法(昭和二十九年法律第二百五十八号)によりその権限に属さ
せた事項を行なうこと。

開拓農振興審議会の項を削る。

第六十五条を次のように改める。

(中央森林審議会)
第六十五条 林野厅に、附屬機関として、中央
森林審議会を置く。

2 中央森林審議会は、森林法の規定によりそ
の権限に属させられた事項を行うことを目的
とする機関とする。

3 中央森林審議会については、森林法の定め
るところによる。

ように改正する。

第十六条第二項中「及び関係行政機関の職員」

を削り、同条第三項中「学識経験のある者のうちから任命された」を削る。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第五十五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法

律第八十五号)の一部を次のようにより改め、同項の表中農業調査審議会の

律第八十一条第一項中「訴」を「訴え」に、「農

業共済再保険審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

第百四十三条の二第二項中「第百三十二条を

「第百三十二条第一項」に、「外」を「ほか」に、

「左の」を「次の」に改め、同条に次の一項を加え

る。

前二項に規定するもののほか、都道府県農

業共済保険審査会に關し必要な事項は、政令

で定める。

第百四十四条中「農業共済再保険審査会」を

「農林漁業保険審査会」に、「第百四十二条」を

「第百四十二条第一項」に、「外」を「ほか」に改

る。

第百四十五条を削り、第百四十五条の二中

「行なう」を「行う」に改め、同条を第百四十五条

とし、第百四十五条の三中「第百四十二条の二

乃至第百四十二条の五」を「第百四十二条の二か

ら第百四十二条の五まで」に改め、同条を第百

四十五条の二とする。

(獣医師法の一部改正)

第五十八条 獣医師法(昭和二十四年法律第八
十六号)の一部を次のように改め、同条の表中漁船再保
険審査会の項及び漁業共済保険審査会の項を削

り、「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改

め、同項の表中漁船再保

険審査会の項及び漁業共済保険審査会の項を削る。

第百二十二条第一項中「森林保險審査会」を「農
林漁業保險審査会」に改め、同条第三項を削る。

(農業災害補償法の一部改正)

第五十七条 農業災害補償法の一部を次のように改
正する。

第百四十二条第一項中「訴」を「訴え」に、「農
業共済再保険審査会」を「農林漁業保險審査会」に改
正する。

第百四十三条の二第二項中「第百三十二条第一項」を
「第百三十二条第一項」に、「外」を「ほか」に、「左の」を
「次の」に改め、同条に次の一項を加え

る。

前二項に規定するもののほか、都道府県農業
共済保険審査会に關し必要な事項は、政令
で定める。

第百四十四条中「農業共済再保険審査会」を
「農林漁業保険審査会」に、「第百四十二条」を
「第百四十二条第一項」に、「外」を「ほか」に改
る。

第百四十五条を削り、第百四十五条の二中
「行なう」を「行う」に改め、同条を第百四十五条
とし、第百四十五条の三中「第百四十二条の二
乃至第百四十二条の五」を「第百四十二条の二か
ら第百四十二条の五まで」に改め、同条を第百
四十五条の二とする。

(獣医師法の一部改正)

第五十八条 獣医師法(昭和二十四年法律第八
十六号)の一部を次のように改め、同条の表中漁船再保
険審査会の項及び漁業共済保険審査会の項を削

り、「左の」を「次の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五

項を同条第四項とする。

第七十条第一項中「委員をもつて」を「委員十

五人以内で」に改め、同項を同条第二項とし、同条

第四項中「第二項第一号」を削り、「但し」を

「ただし」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第五項を同条第四項とする。

第七十一条第一項中「第六十九条第二項第一

号の委員又は前条第二項第一号」を「第六十九条

第一項の委員又は前条第一項」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第七十二条第一項中「第六十九条第二項第一

号の委員又は前条第二項第一号」を「第六十九条

第一項の委員又は前条第一項」に改める。

(漁船損害補償法の一部改正)

第六十条 漁船損害補償法の一部を次のように改

正する。

第百二十三条の見出し中「訴」を「訴え」に改
め、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「漁船再保

険審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

第百二十五条及び第百二十六条を次のように改
め、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「漁船再保

険審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

第百二十五条及び第百二十六条 刪除

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第六十一条 輸出水産業の振興に関する法律(昭

和二十九年法律第二百五十四号)の一部を次のよ

うに改め、同条第一項中「会長及び」を削り、「左

の」を「次の」に、「十五人」を「十六人」に改め、同条第三

項を次のように改め。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて

これを定める。

第三十二条第七項中「関係行政機関の職員及
び」を削る。

(開拓農振興臨時措置法の一部改正)

第六十二条 開拓農振興臨時措置法(昭和三十

一年法律第五十八号)の一部を次のように改

正する。

第二十二条第一項中「森林保險審査会」を「農
林漁業保險審査会」に改め、同条第三項を削る。

(農業災害補償法の一部改正)

第五十七条 農業災害補償法の一部を次のように改
正する。

第百四十二条第一項中「訴」を「訴え」に、「農
業共済再保険審査会」を「農林漁業保險審査会」に改
正する。

第百四十三条の二第二項中「左の」を「次の」に改
め、同項の表中漁船再保険審査会の項を削

する。

第九条を削る。

(漁業災害補償法の一部改正)

第六十三条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「第一百四十七条の十五」を「第一百四十七

条の十三」に改める。

第六十四条 第一百四十七条の十二第二項中「漁業共済保険

審査会」を「農林漁業保険審査会」に改める。

第六十五条 第一百四十七条の十四及び第一百四十七条の十五

を削る。

第六章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第六十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第一百七十五号)の一部を次のように改正す

る。

第六十七条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及
びデザイン
獎励審議会

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。また、同表中

輸出検査審議会の項を削除する。

第六十八条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。

第六十九条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。

第七十条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。

第七十一条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。

第七十二条 第一百五十五条第一項の表中

輸出検査審議会

輸出検査及びデザイン
獎励審議会の項を削除する。

電気主任技術者資格審査会の項を削る。

(輸出保険法の一部改正)

第六十五条 輸出保険法(昭和二十五年法律第六

十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 委員は、委員十一人以内で組織す

る事項(第十条第三項の規定による命令に係

る事項を除く。)についてその意見を答申しよ

うとするときは、あらかじめ期日及び場所を

公示し、利害関係人の出席を求めて、公開に

する。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により、

これを定める。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があ

るときは、会長があらかじめ指名する委員

が、その職務を代理する。

第十八条第一項中「学識経験のある者のうち

から任命された」を削り、「但し」を「ただし」に

改める。

(計量法の一部改正)

第六十六条 計量法(昭和二十六年法律第一百七

号)の一部を次のように改正する。

第二百十条第二項中「関係行政機関の職員及

び」を削る。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改

正)

第六十七条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第一百六十一号)の一部を次に

よう改めて改める。

目次中「第四章 石油及び可燃性天然ガス資

源開発審議会(第二十五条第一項)」を「第

四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第三十八条の二 通商産業大臣は、第五条第一

項若しくは第六条の規定による定めをし、又

は第八条、第九条、第十条第三項若しくは第

十一条第三項の規定による命令をするとき

は、石油審議会に諮問し、その意見を尊重し

て、これをしなければならない。

2 石油審議会は、前項の規定により諮問され

た事項(第十条第三項の規定による命令に係

る事項を除く。)についてその意見を答申しよ

うとするときは、あらかじめ期日及び場所を

公示し、利害関係人の出席を求めて、公開に

する。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により、

これを定める。

4 会長は、会務を総理する。会長に事故があ

るときは、会長があらかじめ指名する委員

が、その職務を代理する。

第十八条第一項中「学識経験のある者のうち

から任命された」を削り、「但し」を「ただし」に

改める。

(航空機工業振興法の一部改正)

第六十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三

十年法律第一百五十六号)の一部を次のように改

正する。

第七十二条第一項中「及び専門委員」及び「関

係行政機関の職員及び」を削り、同条第二項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を

加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭

鉱業に關し学識経験のある者のうちから、通

商産業大臣が任命する。

第七十三条中「学識経験のある者のうちから

任命された」を削る。

(石油審議会への諮問)

第六十九条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九

十七号)の一部を次のように改めて改める。

目次中「第四章 輸出検査審議会第三十条一

第三十七条」を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

(石油審議会への諮問)

第七十二条 石油業法(昭和三十七年法律第一百

十八号)の一部を次のように改めて改める。

目次中「第三章 石油審議会(第十六条第一

十九条)」を「第三章 削除」に、「第二十条・第二

二十二条」を「第二十条・第二十二条」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

(石油業法の一部改正)

第七十二条 石油業法(昭和三十七年法律第一百

十八号)の一部を次のように改めて改める。

目次中「第三章 石油審議会(第十六条第一

十九条)」を「第三章 削除」に、「第二十条・第二

二十二条」を「第二十条・第二十二条」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

(石油審議会への諮問)

第六十九条 輸出検査法(昭和三十二年法律第九

十七号)の規定により石油供給計画を定め、同条第四

項の規定により石油供給計画を変更し、第四

条、第七条第一項若しくは第八条第一項若し

くは第二項の規定により処分をし、第十条第

二項(第十二条第三項において準用する場合

を含む。)の規定により勧告し、又は第十五条

の規定により販売価格の標準額を定めようと

するときは、石油審議会に諮問しなければな

らない。ただし、石油審議会が軽微なものと

認めたときは、この限りでない。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第七十三条 中小企業近代化促進法(昭和三十八

年法律第六十四号)の一部を次のように改めて改める。

機関の職員及び」を削り、同条に次の一項を加える。

2 安定審議会の専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

る。

第十四条第一項中「及び専門委員」及び「関係行政機関の職員及び」を削り、同条第三項を同

第四項とし、同条第二項中「学識経験のある者」のうちから任命された」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通常産業大臣が任命する。

(電気事業法の一部改正)

第七十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気主任技術者資格審査会」を「電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第五十六条第二項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通常産業大臣が行う」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第七十五条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気主任技術者資格審査会」を「電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第五十六条第二項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通常産業大臣が行う」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第七十六条 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会」を「第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査委員等」に改める。

第五十六条第二項中「電気主任技術者資格審査会が行なう」を「通常産業大臣が行う」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第七十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「関係各庁の職員」を削る。

第三十六条後段を削る。

(道路法の一部改正)

第七十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「並びに関係行政機関」を削る。

産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののはか、審査委員等に

関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条から第九十九条まで 削除

第七章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二を次のように改める。

(審理官等)

第十五条の二 運輸審議会の事務を処理させるため、運輸審議会に審理官その他の職員を置く。

第十八条号を削り、第十七号の四を第十八号とする。

第八章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第七十六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中労働基準監督官分限審議会の項を削る。

第八章 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十九条の二第四項中「関係行政機関の職員」を削る。

第九章 建設省関係

(建設業法の一部改正)

第七十七条 建設業法(昭和二十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「関係各庁の職員」を削る。

附則第三項を削る。

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く)及び第六条から第九条までの規定第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十ニ条及び第十四条から第三十二条までの規定

昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者国家試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電気技術に関し学識経験のある者のうちから、通常

り、同項ただし書を削る。

二 改正後の社会福祉事業法第八条第一項の規定

定 地方社会福祉審議会

三 改正後の森林法第七十一条第一項の規定

都道府県森林審議会

(経過措置)

第七十九条 河川法(昭和三十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「関係行政機関の職員」を削る。

(河川法の一部改正)

第七十九条 河川法(昭和三十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「自治省関係

(地方税法の一部改正)

第八十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十九条の二第四項中「関係行政機関の職員」を削る。

附則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く)及び第六条から第九条までの規定第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十ニ条及び第十四条から第三十二条までの規定

昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

4 電気主任技術者資格審査委員及び電気主任技術者国家試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電気技術に関し学識経験のある者のうちから、通常

5 許可、認可等の整理に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月十一日

内閣委員長 塚田十一郎
内閣委員長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るために、三十一法律を改正して九十六事項の許可、認可等について一括して整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

許可、認可等の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十七日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

号外 報

り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を削る。

第十二条中「露店を出し」を削り、「せり売」を「競り売り」とし、「し、又は露店を出す」を「する」に改める。

第十二条中「若しくは第一項」に、「基づく」を「基づく」とし、「露店、若しくはせり売」を「若しくは競り売り」に改める。

（国土調査法の一部改正）

第二条 土地調査法（昭和二十六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（内閣総理大臣の権限の委任）

第三十三条の二 内閣総理大臣は、政令で定めることにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土府長官に委任することができる。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

（古物営業法の一部改正）

第一条 古物営業法（昭和二十四年法律第八百八号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「及び露店」を削り、同条第一項中「行商をしようとして、又は露店を出そう」と「行商（露店を出すことを含む。以下同じ。）をしよう」と改め、同条第二項中「させ、又は露店を出させる」を「させる」に改める。

第十一条第一項中「又は露店」を削る。

同項第二号中「露店」を削り、「せり売」を「競り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を削る。

同項第二号中「露店」を削り、「せり売」を「競り売り」に改め、同項第三号中「又は露店」を削る。

律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が総理府令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第五条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の六中「基づく内閣総理大臣」を「基づく内閣総理大臣（前項の規定により権限の委任を受けた国土府長官を含む。）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基づくその権限の一部を国土府長官に委任することができる。

（東北開発株式会社法の一部改正）

第六条 東北開発株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第六章中第二十六条の次に次の二条を加える。

（東北開発株式会社法の一部改正）

第二十六条の二 内閣総理大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ニ依ル其ノ権限ノ一部ヲ國土府長官ニ委任スルコトヲ得

（人権擁護委員法の一部改正）

第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

（揮発油税法の一部改正）

第六条 挥発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六章中第二十六条の次に次の二条を加える。

（揮発油税法の一部改正）

第七条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第六条第二項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「但書」を「ただし書」に、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第五項中「都道府県知事並びに当該」を「当該市町村を包括する」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

（トランプ類税法の一部改正）

第十二条 トランプ類税法（昭和三十二年法律第一百七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

（トランプ類税法の一部改正）

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

（トランプ類税法の一部改正）

第三十三条及び同条の規定に係る罰則を除

く。)を適用しない。

第十五条第七項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

第三十二条の見出し中「又は販売」を削り、同条第一項中「又はトランプ類の販売業をしようとする者」、「又は営業場」、「(販売業をしようとする者が営業場を設けない場合には、その住所地)及び又は販売業者」を削り、「製造又は販売」を「製造」に改め、同条第二項中「又は販売業者」を削り、同条第三項中「又は販売業者」を削り、「製造業又は販売業」を「製造業に改め、「又は営業場」及び「(販売業者が営業場を設けない場合には、その住所地)」を削り、同条第四項中「又は販売業」を削り、同条第三号中「で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたもの」を削る。

第十三条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第十一条第三項第三号中「で、そのもどし入れの際修繕を要するものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたもの」を削る。

(物品税法の一部改正)

第十四条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第十二条第四項中「から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)」を「の属する月の翌月末日まで」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第五項中「五万円」を「五十万円」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)

第十六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第三号)の一部を次のように改正する。
四十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

(栄養改善法の一部改正)

第十七条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長。第九条第三項を除き、以下同じ。)」を加える。

第三条第二項中「(以下被調査者という。)」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一項中「都道府県」の下に「及び保健所を設置する市」を加え、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同第四項中「且つ」を「かつ」と、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一條第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を削る。

第十二条第二項及び第十六条第一項中「(保健所を設置する市にあつては市長)」を削る。

(理容師法の一部改正)

第十八条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「毎年二回以上結核、トラホーム、皮ふ疾患等の疾病的有無につき行政庁の行う」を「結核、トラホームその他の厚生省令で定める疾病的有無につき、厚生省令の定めるところにより、」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第十九条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

(蚕糸業法の一部改正)

第二十二条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項」を削る。

(離島航路整備法の一部改正)

第二十二条 畦島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次のただし書を加える。
2 極端な運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七条第二項を次のように改める。

2 补助航路事業者は、前項ただし書の事項について運航計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により運航計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運航計画の変更の届出をした者は、当該運航計画の変更に

(美容師法の一部改正)

第二十条 美容師法(昭和三十一年法律第一百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

(海上運送法の一部改正)

第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二条の九第三項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「ついては主務大臣の同意を得て、その他の病院については」を「ついてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその」に改め、同条第七項中「厚生大臣は」を「厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が指定した指定療育機関については都道府県知事が」に改め、同条第八項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項から第七項」を「第十九条の三第四項、同第四項中「且つ」を「かつ」と、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第七項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)若しくは第八項」を「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十九条の三第七項」に改める。

第二十二条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項」を削る。

(離島航路整備法の一部改正)

第二十二条 畦島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

2 补助航路事業者は、前項ただし書の事項について運航計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により運航計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運航計画の変更の届出をした者は、当該運航計画の変更に

業大臣の認可を受けて、理事長に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第二十四条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

(海上運送法の一部改正)

第二条第三項、第十項及び第十二項中「であつて、運輸大臣の指定するもの」を削る。

第二十五条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二条の九第三項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「ついては主務大臣の同意を得て、その他の病院については」を「ついてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院についてその」に改め、同条第七項中「厚生大臣は」を「厚生大臣が指定した指定療育機関については厚生大臣が指定した指定療育機関については都道府県知事が」に改め、同条第八項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第二十三条の二中「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第七項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)若しくは第八項」を「第十九条の三第五項若しくは第六項(第二十三条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十九条の三第七項」に改める。

第二十二条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ノ検査」を「ノ行フ検査又ハ命令ヲ以テ定ムル検査」に、「之ヲ輸出スルコト」を「其ノ売買取引ヲ為スコト」に改め、同条第三項中「第一項ノ検査又ハ前項ノ命令ヲ以テ定ムル検査」を「前項ノ検査」に改め、同条第二項」を削る。

(離島航路整備法の一部改正)

第二十二条 畦島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書を加える。

2 补助航路事業者は、前項ただし書の事項について運航計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第七条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により運航計画の変更の認可を受け、又は前項の規定により運航計画の変更の届出をした者は、当該運航計画の変更に

つき、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の届出をすることを要しない。

第十一条第一号中「第七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(電波法の一部改正)

第二十七条 電波法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一百条第五項中「第十六条(運用開始及び休止の届出)」を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十八条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する労働大臣の権限の委任)

第八条の二 第五条第一項及び前条第一項に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十九条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の二の次に次の二条を加える。

第四十九条の三 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長に委任することができる。

(貸家組合法の廃止)

第三十条 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)は、廃止する。

(建築士法の一部改正)

第二十二条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(住所等の届出)

第五条の二 一級建築士又は二級建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他建設省令で定める事項を、一級建築士に

あつては住所地の都道府県知事を経由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 一級建築士又は二級建築士は、前項の建設省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては住所地の都道府県知事を経由して建設大臣に、二級建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域(都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事)に届け出なければならない。

4 第一条の規定の施行の際に旧古物営業法第八条第一項の規定による行商及び露店の許可を受けている者に係る当該行商又は露店の許可のうち有効期間の残存期間の短い許可証に係る許可については、前二項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の日にその効力を失うものとし、当該許可に係る許可証は、第一条の規定の施行後速やかに当該都道府県公安委員会に返納しなければならない。

5 第一条の規定の施行の際に旧古物営業法第二十四条第三項の規定により行商又は露店の停止処分を受けている者については、前三項の規定にかかるわらず、当該停止期間の満了するまでの間は、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定は、前項に規定する者が当該停止期間の満了する日の翌日に旧古物営業法第八条第一項の規定による行商及び露店の許可又は同条第二項の規定による行商及び露店の許可を受けている場合に準用する。この場合において、附則第四項中第一条の規定の施行の際及び「第一条の規定の施行の日に」とあるのは「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と、「第一条の規定の施行後」とあるのは「当該停止期間の満了する日の翌日以後」と読み替えるものとする。

7 第一条の規定の施行の際に都道府県公安委員会に対しされている旧古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可

二項の規定による行商又は露店の許可は、それ第一項の規定による改正後の古物営業法(以下「新古物営業法」という。)第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

8 この法律の施行前に第二十二条の規定による改正前の児童福祉法第二十二条の九第四項の規定により指定された病院は、第二十二条の九第四項の規定により指定された病院とみなす。

9 この法律の施行前に第二十二条の規定による改正前の蚕糸業法(以下「旧蚕糸業法」という。)第六条第二項の命令をもつて定める検査を受けた生糸の売買取引については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に第二十三条の規定による法第十六条第二項の命令をもつて定める検査の請求は、第二十二条の規定による改正後の蚕糸業法第十六条第一項の命令をもつて定める検査(国の生糸検査所の検査に係る請求にあつては、同項の国の生糸検査所の行う検査)の請求とみなす。

11 この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の中小企業振興事業団法第十七条第五項の規定により通商産業大臣が任命した中小企業振興事業団の評議員は、第二十三条の規定による改正後の中小企業振興事業団法第十七条第五項の規定により通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命したものとみなす。

12 この法律の施行前に第二十三条の規定による改正前の貸室組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会(以下「貸家組合等」という。)に關しては、旧貸家組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

13 この法律の施行前に第三十二条の規定による改正前の建築士法第五条第四項の規定によりされた最近の届出は、第三十二条の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第五条の二第一項の規定による届出とみなす。

14 前項の規定により新建築士法第五条の二第一項の規定による改正前の古物営業法(以下「旧古物営業法」という。)第八条第一項又は第二項の規定による行商又は露店の許可に係る許可証は、それぞれ新古物営業法第八条第一項又は第二項の規定による改正後の古物営業法(以下「新古物営業法」という。)第八条第一項又は第二項の規定による行商の許可とみなす。

- 項の規定による届出とみなされた届出をした一級建築士又は二級建築士は、当該届出に係る事項で同項の建設省令で定める事項に相当するものにこの法律の施行の日の前までの間に変更があつたときは、この法律の施行の日から三十日以内に、一級建築士にあっては同条第二項の規定の例により建設大臣に、二級建築士にあつては同項及び同条第三項の規定の例により都道府県知事に届け出なければならない。
- 15 昭和五十三年一月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に免許証の交付を受けた一級建築士又は二級建築士（昭和五十二年十一月三十一日までに免許を受けた一級建築士又は二級建築士を除く。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、新建築士法第五条の二第一項の規定により、それぞれ建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 16 この法律（第一条については、同条の規定）の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる場合における第一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （繭糸價格安定法の一部改正）
- 17 蘭糸價格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。
- 第十三条第一項第二号中「第十六条」を「第十
- 六条第一項」に改める。
- （繭糸價格安定法の一部改正に伴う経過措置）
- 18 附則第九項に規定する生糸についての繭糸價格安定法第十三条第一項及び第二項の規定による届出については、なお従前の例による。
- （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）
- 19 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一号イを次のように改める。

- 20 消費生活協同組合法の一部改正（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
- 六 削除
（法人税法の一部改正）
- 21 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
- 六 削除
別表第三の表中貸室組合、貸室組合連合会、貸家組合及び貸家組合連合会の項を削る。
- （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）
- 22 附則第十二項に規定する貸家組合等に関する法律は、前三項の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律
- 二 消費生活協同組合法
- 三 法人税法

- 塚田十一郎君（拍手）
〔塚田十一郎君登壇 拍手〕
法律につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、審議会等の整理等に関する法律案は、行政機関に置かれた審議会等のうち、社会経済情勢の変化に伴い必要性の低下したもの、活動の不活発なるもの、設置目的等が類似するもの等四十七の審議会等について整理統合を行うとともに、二十三
- 附則第九項に規定する生糸についての繭糸價格安定法第十三条第一項及び第二項の規定による届出については、なお従前の例による。
- （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）
- 法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一号イを次のように改める。
- （繭糸價格安定法の一部改正に伴う経過措置）
- 18 附則第九項に規定する生糸についての繭糸價格安定法第十三条第一項及び第二項の規定による届出については、なお従前の例による。
- （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一号イを次のように改める。

- 23 次に、許可、認可等の整理に関する法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るために、三十一年法律を改正して九十六事項の許可、認可等について一括して整理を行おうとするものであります。
- 委員会におきましては、以上二法律案を便宜一括して審査し、行政改革に対する政府の基本姿勢、国家行政組織法第八条と政令による審議会設置形式との関連、審議会統廃合に対する妥当性、委員構成改善の必要性、いわゆる私的諮問機関に対する措置と今後の整理方針、地方自治体の任意団体に対する分担金運用方法の改善、許認可事項の今後の整理計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
- 質疑を終わり、討論に入りましたところ、審議会等の整理等に関する法律案につきましては、日本社会党を代表して野田委員、日本共産党を代表して山中委員より、それぞれ反対する旨の発言がありました。
- 次いで、順次採決の結果、審議会等の整理等に関する法律案は多数、許可、認可等の整理に関する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
- 以上御報告申し上げます。（拍手）
- 議長（安井謙君） これより採決をいたします。
- まず、審議会等の整理等に関する法律案の採決をいたしました。
- 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（安井謙君） 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。
- 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（安井謙君） 次に、許可、認可等の整理に関する法律案の採決をいたします。
- 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（安井謙君） 次に、委員会の決定の理由
- 本法律案は、最近における人質により強要行為の実情にかんがみ、この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
- なお、別紙の附帯決議を行つた。
- 一、費用
- 本法施行のため、別に費用を要しない。
- 附帯決議
- 政府は、本法が一部過激分子による航空機の乗取り、在外公館の占拠等の重大事犯に對処する目的で制定された経緯にかんがみ、本法の運用に當たつては、その本来の目的を逸脱し、正当な労働運動や、農民運動、市民運動などに対して濫用することのないよう万全の配慮をなすべきである。
- 右決議する。

昭和五十三年五月十二日 参議院会議録第二十一号 人質による強要行為等の処罰に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

人質による強要行為等の処罰に関する法律案
(人質による強要)

第一条 一人以上共同して、かつ、凶器を示して

人を逮捕又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること

又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処する。

第二条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をするこ

と又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。

(人質殺害)

第三条 第一条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する。

前項の未遂罪は、罰する。

(国外犯)

第四条 前三条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正)

2 航空機の強取等の処罰に関する法律の一部を次のように改める。

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

第一条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第二条中「第一項又は第三項」を削る。

よつて要領書を添えて報告する。

〔中尾辰義君登壇、拍手〕

○中尾辰義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における人質による強要行為の実情にかんがみ、この種の強要行為に対する処罰を強化する等の措置を講じようとするものであ

ります。

その主な内容は、第一に、二人以上共同して、かつ、凶器を示して人を逮捕または監禁した者がこれを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすることまたは権利を行わないことを要求

したときは、無期または五年以上の懲役に処する

ものとすること、第二に、さきに新設された航空機強取を手段とする人質強要行為の処罰規定を本法中に取り入れることとすること等であります。

第三条 第一条又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑または無期懲役に処する。

前項の未遂罪は、罰する。

○議長(安井謙君) これより採決をいたしました。

第一条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「賛成者起立」とします。

〔賛成者起立〕

本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金井元彦君。

○議長(安井謙君) 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金井元彦君。

○議長(安井謙君) これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、

〔賛成者起立〕

本案は可決されました。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、附帯決議

道路交通の当面の課題は、交通事故をさらに抑制し、生活環境との調和をはかりつつ、交通の円滑化を実現することにある。よつて政府は、改正法律の周知徹底に努めるとともに、すみやかに左の諸点に留意し、善処すべきである。

一 国民皆免許の段階に即応した健全な車社会の実現を図るために、運転免許制度及び学校・社会における運転、安全教育の在り方を検討し、改善をはかること。

二 総合的な交通安全対策の確立をはかるため、国民各階層の意見を十分反映させるよう配慮すること。

三 暴走族対策として新設された「共同危険行為等の禁止」の規定が正当な政治活動、労働運動等に適用されることは絶対許されないので、立法趣旨の徹底をはかること。

四 積載制限違反等悪質な道路交通法違反行為が、事業者、荷主等によつて助長されている状況にかんがみ、すみやかに、これが防止のため労働条件の改善を含め、根源的、かつ、総合的対策を積極的に推進すること。

五 旅客自動車運送事業の運転者の選任については、関係法規の趣旨に沿らし、適切な指導監督を強化するよう措置すること。

六 道路交通の規制は、地域社会の生活・商業活動等に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、住民の意見が十分反映されるよう措置すること。

七 沖縄県における交通方法の変更に当たつては、交通に混乱を生ずることのないよう通行方法の周知徹底、道路の改良等、交通安全確保のため適切な措置を講ずること。

八 聰言語障害者の運転免許資格については、所要の措置を講じ、安全を確認のうえ、取得で

きるよう努めること。

九 交通の指導取締りの適正を期するため、警察官の資質の向上に努め、いやしくも「取締りのための取締り」とならぬよう周到な配慮を行うこと。

右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
昭和五十三年四月二十八日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法の一部を改正する法律
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部
を次のように改定する。

目次中「横断歩行者」を「横断歩行者等」に、「第二節 整備不良車両の運転の禁止等第六十二条」「第六十三条の二」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等第六十二条」「第六十三条の二」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等第六十二条」「第六十三条の二」に、法の特例(第六十三条の二・第六十三条の九)に、「雇用者等」を「使用者」に改める。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。

第二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クラシクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く)であつて、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう。

第二条第三項第二号中「二輪の自転車」を「二輪の通行方法」に改める。

若しくは三輪の自転車」に改める。

第十四条第一項中「携えて」を「携え、又は政令で定める盲導犬を連れて」に改め、同条第二項中「きこえない」を「聞こえない」に、「携えて」を「携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて」に改める。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、車両を牽引しているもの、自転車道を横断することができる。

第十七条の付記中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第十七条の二を次のよう改める。

(軽車両の路側帯通行)
第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかるわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示)によって区画されたものを除く。)を通行することができる。

第十七条の二を次のように改める。

(規則 第一百二十一條第一項第五号)
第十七条の三削除。

第十九条第一項を削り、同条の付記中「第一項について」を削る。

第五十条第三項中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第十九条第一項を削り、同条の付記中「第一項について」を削る。

第三十一条第二号中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第三十一条第二号中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第三十一条第二号中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第三十一条第二号中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第三十一条第二号中「又は横断歩道」を「横断歩道」に改める。

第三十八条の見出しを「横断歩道等における歩行者等の優先」に改め、同条第一項中「横断歩道に接近」を「横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近」に、「当該横断歩道」を「当該横断歩道等」に、「歩行者がなないこと」を「歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないこと」に、「横断歩道により」を「横断歩道等により」に、「歩行者が不得ないときは、自転車道を横断することができる」と「歩行者等があるときには、自転車道を横断歩道等」に改める。

第三十九条第一項中「消防自動車、救急自動車のほか」を「歩行者等があるときに改め、同条第二項中「横断歩道」を「横断歩道等」に、「歩行者が不得ないとき」を「歩行者又は自転車(以下この条において「普通自転車」という。)は、自転車道により」を「横断歩道等により」に、「歩行者が不得ないときは、自転車道を横断することができる」と「歩行者等があるときには、自転車道を横断歩道等」に改める。

第四十一条第一項中「第十七条第五項」を「第七条第六項」に、同条第四項中「もっぱら」を「専ら」に、「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十九条第一項中「消防自動車、救急自動車のほか」を「歩行者等があるときに改め、同条第二項中「横断歩道」を「横断歩道等」に、「歩行者が不得ないとき」を「歩行者又は自転車(以下この条において「普通自転車」という。)は、自転車道により」を「横断歩道等により」に、「歩行者が不得ないときは、自転車道を横断することができる」と「歩行者等があるときには、自転車道を横断歩道等」に改める。

第四十二条第一項中「第十七条第五項」を「第七条第六項」に、同条第四項中「もっぱら」を「専ら」に、「第十七条第二項及び第五項」を「第十七条第六項」に改める。

第四十三条第一項中「第十七条第五項」を「第七条第六項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める。

第四十四条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十五条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十六条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十七条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十八条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十九条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十一条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十二条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十三条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十四条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第五十五条第一項中「第十七条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第三章第十二節の次に次の二節を加える。
第十三節 自転車の交通方法の特例
(自転車道の通行区分)
第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が總理府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(規則 第一百二十一條第一項第五号)
(普通自転車の歩道通行)
第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかるわらず、道路標識等により通行することができる。

第六十三条の四 普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

(規則 第二項については第百二十一條第一項第五号)
(普通自転車の並進)

第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができるところとしている道路においては、第十九条の規定にかかるわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合は、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(自転車の横断の方法)
第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもの

のほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条

第一項及び第三項の規定にかかるわらず、当該自

転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近に

おいて、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 警察官等は、第六十三条の六若

しくは前条第一項の規定に違反して通行している自転車の運転者に対し、これらの規定に定め

る通行方法により当該自転車を通行させ、又は同条第二項の規定に違反して通行している普通

自転車の運転者に対し、当該普通自転車を歩道により通行させるべきことを指示することができる。

(罰則 第百二十二条第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、総理府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転

車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間(第五十二条第一項後段の場合を含む)、総理府令で定める基準に

適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前

段の規定により尾燈をついている場合は、この限りでない。

(罰則 第一条については第百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

「第四章 運転者及び雇用者等の義務」を「第四章 運転者及び使用者の義務」に改める。

第六十六条の付記中「第一百八条第一項第三号」を「第一百七条の二第一号の二、第一百八条第一項第三号」に改める。

第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

(共同危険行為等の禁止)

第六十八条 二人以上の自動車又は原動機付自転車の運転者は、道路において二台以上の自動車

又は原動機付自転車を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく道路

における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(罰則 第百二十二条第一項第三号の二)

(第六十九条 削除)

第六十三条の三 本条第一項の規定として次のように改める。

(罰則 第百二十二条第一項第三号の二)

(第六十九条 削除)

第六十三条の三 本条第一項の規定として次のように改める。

(罰則 第百二十二条第一項第三号の二)

(第六十九条 削除)

第六十三条の三 本条第一項の規定として次のように改める。

(罰則 第百二十二条第一項第三号の二)

項」を「同条第一項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項」に改める。

第七十二条の三の見出し中「自動二輪車」を「自動二輪車等」に改め、同条第一項中「政令で定めた道路標識等により指定された」を削り、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶつて原動機付自転車を運転するように努めなければならない。

第七十二条の三に次の二項を加える。

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶつて原動機付自転車を運転するように努めなければならない。

事項を遵守するよう努めなければならない。

2 消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者は、当該自動車の運転者に對し、当該自動車の安全な運転を確保するため必要な教育を行うよう努めなければならない。

件を備える者のうちから、総理府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

第七十四条の二に次の一項を加える。

9 公安委員会は、安全運転管理者が選任されてる自動車の使用の本拠について、自動車の安全運転に必要な業務の推進を図るため必要があると認めるときは、当該安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は当該安全運転管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を命ずることができる。

第七十四条の二の付記中「及び第三項」を「第二項及び第四項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第七十五条を次のように改める。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対する認識を容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第八十七条の二の規定により国際運転免許証で自動車を運転することができる人とされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転することができないこととされている自動車を

当該運転免許を受けている者以外の者(第九十条第三項、第一百三十二条第二項若しくは第四項又は第一百三十三条の二第一項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。)が運転すること。

二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。

四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。

五 第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること。

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

7 該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をするのを容認してはならない。

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者(第八十七条の二の規定により国際運転免許証で自動車を運転することができる人とされている者を含む。以下この項において同じ。)でなければ運転する

ことができる。

3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者又は通運事業法の規定による通運事業者又は通運事業法の規定による通運事業者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聽かなければならない。

4 公安委員会は、第二項の規定による命令をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者に対し、命令をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 聽聞に際しては、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

6 聆聞を行う場合において、必要があると認めることは、公安委員会は、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聞くことができる。

7 公安委員会は、当該命令に係る自動車の使用者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る自動車の使用者の所在が不明であるため第四項の通知をするこ

とができる。かつ、同項後段の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかるわざ、聴聞を行わないで第一項の規定による命令を実施することができる。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、聴聞の実施について必要な事項は、政令で定める。

9 公安委員会は、第二項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に對し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号とその他の総理府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買い受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、総理府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならぬ。

11 何人も、第九項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、当該自動車に係る運転の禁止の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(罰則 第二項第一号、第二号及び第五号に

ついては第百十八条第一項第二号の三、第二百二十三条第一項第三号については第百十七条の二第二号、第二百十九条第一項第十一条、第二百二十三条第一項第四号について

ては第百十七条の二第三号、第二百十八条第六号については第百十九条第一項第二号の三、第二百二十三条第一項第一項第十二号

一項第三号の三、第二百二十三条第一項第

六号については第百十九条第一項第十二号、第二百二十三条第一項については第百二十三条第一項第十二号の三、第二百二十三条第一項については第百二十三条第一項第十二号

九号、第二百二十三条第一項については第百二十三条第一項第十二号の二、第二百二十三

条第十一項については第百二十二条第一

項第九号)

第七十五条の三中「自動車専用道路」の下に「以下「高速自動車国道等」という。」を加え、同条の付記中「第二百十九条第一項第十二号の二」を「第二百二十二条第一項第十二号の三」に改める。

第七十五条の八第一項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に改める。

第七十五条の十及び第七十五条の十一を次のように改める。

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合には、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落さ

せ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間

(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して二年に達しないものは、第二項

六号にかかるわらず、政令で定める普通自動車

を運転することはできない。

(罰則) 第一項については第百十九条第一項

第十一号の四、同条第二項)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他

他の理由により本線車道若しくはこれに接する

加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。)又はこれらに接する路肩若

しくは路側帯において当該自動車を運転するこ

とができるなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由によ

り停止しているものであることを表示しなければならない。

第八十五条の付記中「及び第六項」を「から第八月」を「六月」に改める。

第八十七条第五項中「行なう」を「行う」に、「三

月」を「六月」に改める。

第一百三條の二第一項第一号中「第二百十七条の二第一号」の下に「若しくは第一号の二又は第二百十八

条第一項第一号若しくは第五号」を加え、同項第三号中「第二百十八条第一項第一号から第三号まで

若しくは第五号を「第二百十八条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第一百六条中「若しくは同項ただし書、同条第三項」を「第二百一条第二項前段若しくは第二百一条の二第三項前段の規定により免許証の更新をし、若しくは第二百九十条第一項ただし書、第三項」に改める。

第一百七条の二中「第二百七条の五第一項の規定により、若しくは同条第八項において準用する第二百

三条第四項の規定により、又は第二百七条の五第一項第二項第二号、第二百六条、第二百七条の五第一

項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

項において準用する第二百三條の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者」を「第八

十八条第一項第五号から第七号までのいずれかに

該当する者」に改める。

第一百八条の二第一項第一号中「安全運転管理者」を「安全運転管理責任者等」に改め、同条第一項中「前

項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項として

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、

車両の運転に関する技能及び知識の向上を図

るため車両の運転者に対する講習を行うよう努めなければならない。

第一百八条の三の見出し中「雇用者」を「使用者」に改め、同条中「当該車両等の運転者の雇用者」を

「当該違反に係る車両等の使用者」に、「当該雇用者」を「当該車両等の使用者」に改め、同条を第二百八条の四とし、第一百八条の二の次に次の一条を加える。

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第一百八条の三 道路運送車両法第五十八条第一

項、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第

九十七条)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十五号)第五条第一項若しくは第二項の規定は、第二百三十条第一項ただし書若しくは第三項、第二百三

条第二項第二号、第二百六条、第二百七条の五第一

項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

第一百十条の二第三項中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、「第十七条第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七条の三第一項」を「第十七条第四項、第五項第五号若しくは第六項」に、「又は第二十三条」を、「第二十三条、第六十三条の四第一項又は第六十三条の七第一項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「こえる」を「超える」と、「行なおう」を「行おう」に、「第十七条の三第一項及び第六十三条の四第一項」を「第二十二条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「第十七条第四項第四号」を「第七条第五項第四号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第一百十二条第五項中「千五百円」を「三千円」に、「五百円をこえない」を「千円を超えない」に改める。

第一百十四条の三中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第一百十四条の四第一項中「歩行者」の下に「又は自転車」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第一百十七条の二第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定

第一百十条の二第三項中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、「第十七条第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七条の三第一項」を「第十七条第四項、第五項第五号若しくは第六項」に、「又は第二十三条」を、「第二十三条、第六十三条の四第一項又は第六十三条の七第一項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「こえる」を「超える」と、「行なおう」を「行おう」に、「第十七条の三第一項及び第六十三条の四第一項」を「第二十二条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「高速自動車国道又は自動車専用道路」を「高速自動車国道等」に、「第十七条第四項第四号」を「第七条第五項第四号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

第一百十七条の二第一号中「(車両等の運行を管理する者の義務第一項第二号)」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第二号」に、「車両等を」を「自動車を」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第一号の二に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

第一百八十八条第一項第一号中「第一百七条の五第一項の規定により、若しくは同条第八項において準用する第一百三条第四項の規定により、若しくは第一百七条の五第九項において準用する第一百三条の二の規定により、若しくは同条第八項において準用する第一百三十九条第一項第一号の二中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等を」及び「車両等(軽車両を除く。)」を「自動車を」に改め、同号を削り、同項第十一号の二中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等を」及び「車両等(軽車両を除く。)」を「自動車を」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十二号の二を第十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十一の四 第七十五条の十(自動車の運転者の遵守事項)第一項の規定に違反し、本線車道等において当該自動車を運転することができない者を「超えている」と改め、同項第三号中「違った者」の下に「(第一百七条の二第一号の二の規定に該当する者を除く。)」を加え、同項第三号の二を次のように改める。

十一の四 第七十五条の十(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者

第一百二十条第二項中「第八号」の下に「第八号」を加える。

十一の二 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者は第六十三条の八(自転車の通行方法の指示)を加え、同項第五号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第一百二十二条第一項第四号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第一百二十二条第一項第六号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

第一百九十条第一項第五号中「又は第六項」を「から第八項まで」に改める。

第一百九一条第一項第一号中「横断歩道における歩行者」を「横断歩道等における歩行者等」に改め、同項第二号の二中「第二項、第三項若しくは第五項」を「第二項」に改め、同項第二号の二中「(自転車道の通行区分)第一項」を「から第四項まで若しくは第六項」に改め、同項第五号中「違反」の下に「して車両等(軽車両を除く。)」を「運転させ、又は運転」を加え、同項第十一号を削り、同項第十一号の二中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等を」及び「車両等(軽車両を除く。)」を「自動車を」に改め、同号を削り、同項第十一号の二中「(車両等の運行を管理する者の義務)第一項第二号」を「(自動車の使用者の義務等)第一項第三号」に、「車両等を」及び「車両等(軽車両を除く。)」を「自動車を」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十二号の二を第十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者は第六十三条の八(自転車の通行方法の指示)を加え、同項第五号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 第七十五条の十一(故障等の場合の措置)第一項の規定に違反した者は第六十三条の八(自転車の通行方法の指示)を加え、同項第五号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第一百二十二条第一項第六号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第一百二十二条第一項第六号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。)

第一百二十二条第一項第六号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第一百二十二条第一項第六号中「(車両等の運行を規制する者の義務)第一項第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

両の路側帯通行」に改め、「第十七条の三（自転車の歩道通行等）第三項」を削り、「禁止」第一項を「禁止」に改め、「第四項」の下に「第六十三条の三（自転車道の通行区分）第六十三条の四（普通自転車の歩道通行）第二項」を加え、同項第九号中「第七項」の下に「第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項」を加え、同項第九号第二項を「（安全運転管理者）第二項」を「（安全運転管理者等）第三項」に改める。

「第一百一十三条中「第一百十七条の二（第二号）」の下に「若しくは第三号」を加え、「第一百十八条第一項第三号の二」を「第一百十八条规定の三」に改め、「第一百一号の二」を削り、「第十二号」の下に「第十一号の二」を加える。

「第一百一十五条第一項第一号中「若しくは第六項」を「から第八項まで」に、「大型自動車」を「自動車」に改め、「第一百七条の二（第一号の二に規定する状態）」を「第一百七条の二（第一号の二に規定する状態）」の下に加える。

別表中「別表」を「別表（第一百一十五条、第一百三十九条の二関係）」に、「あたる」を「当たる」に、「こえる」を「超える」に、「若しくは第十五号」を「第十二号の四若しくは第十五号」に、「又は第六号」を「若しくは第六号又は第七十二条の三（第三項）」に改め、「第十二号」の下に「第十一号の二」を加える。

1 附 則
この法律は、昭和五十三年十二月一日から施行する。ただし、第八十五条の改正規定、第一百八条第一項第五号の改正規定及び第一百一十五条第二項第一号の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。
2 昭和五十四年三月三十一日までの間は、改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第七十五条第一項第五号中「大型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して普通自動車を運転し、又は同条第八項の規定に違反して自動二輪車を運転すること」とあるのは、「大型自動車を運転すること」とする。

3 下「旧法」という。第七十四条の二第三項の規定によりされた解任命令は、新法第七十四条の二第四項の規定による解任命令とみなす。

4 この法律の施行の際に旧法第八十七条第一項の規定により受けている仮運転免許の有効期間は、新法第八十七条第五項本文の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に係る運転免許を受けた者は（国際運転免許證を持する者を含む。）に対する警察署長による運転免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、新法第八十二条の二第一項第二号及び第三号

6 この法律の施行前にした行為については、新法第八条の五第九項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例によると、

7 この法律（附則第一項ただし書に規定する改

正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした反則行為については、新法第八十二条及び別表の規定にかかるわらず、なお従前の例によるとともに、国民皆免許の段階に即応した健全な運転、安全教育のあり方を検討し、改善を図ることと、暴走族規制の立法趣旨の徹底を図ること、積載制限違反等をなくすため、根源的かつ総合的対策を推進すること等九項目の附帯決議を行つております。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よつ

て、「金井元彦君登壇、拍手」

○金井元彦君 ただいま議題となりました道路交

通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、身体障害者の通行の保護、自転車横断帯の設置など自動車の通行の安全確保、いわゆる暴走族による共同危険行為等の禁止及び高

速自動車道等における運転者の遵守事項の強化等その他の罰則及び交通反則通告制度の改善合理化等、運転者対策推進のための規定の整備を図ること等を内容とする交通事故防止のための規定の整備を図るとともに、副安全運転管理者の設置等、安全運転管理の強化並びに運転免許制度、行政処分制度その他の罰則及び交通反則通告制度の改善合理化等、運転者対策推進のための規定の整備を図ること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、交通安全対策特別委員会と連合審査会を開くなど、慎重に審査を進めました。その後、いわゆる車社会における本法のあり方、交通安全教育のあり方、暴走族の取り締まりの基準、過積み問題等について質疑がありま

たが、詳細は会議録に譲ることを御了承願いま

す。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は

全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

なお、本案に対し、改正法律の周知徹底に努め

るとともに、国民皆免許の段階に即応した健全な

運転、安全教育のあり方を検討し、改善を図ることと、暴走族規制の立法趣旨の徹底を図ること、積

載制限違反等をなくすため、根源的かつ総合的

対策を推進すること等九項目の附帯決議を行つております。

以上御報告いたします。（拍手）

なお、別紙の附帯決議を行つた。

1、費用

本法律案は、昭和五十三年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、一般会計において公債を発行することができる」とするとともに、日本専売公社の専売納付金の納付の特例を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行に伴う特例公債金収入及び日本専売

○議長（安井謙君） 日程第六 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
4 日程第七 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
5 以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長嶋崎均君。

〔審査報告書〕

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月十一日

大藏委員長 鳴崎 均

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十三年度の租税收入の動

向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財

源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定

に資するため、財政法第四条第一項ただし書の

規定による場合のほか、一般会計において公債

を発行することができる」とするとともに、

日本専売公社の専売納付金の納付の特例を定め

ようとするものであつて、おおむね妥当な措置

と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

1、費用

本法施行に伴う特例公債金収入及び日本専売

計予算に、それぞれ四兆九千三百五十億円、五百六十九億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、現下の不況克服に全力を挙げ、不況脱却後速やかに健全財政を回復するため、財政収支の改善に全力をつくすとともに極力国債発行額を圧縮し、できる限り早期に特例公債依存の財政から脱却すること。

二、国債は、後世代の国民の負担となることに留意し、償還財源の確保に努め、償還に支障のないようにすること。

三、財政支出のうち、不要不急の経費の削減に努めるとともに、補助金行政の洗い直しを行うなど、引き続き財政改革を進める。

四、財源対策としての税制改革に当たつては、負担の公平化に重点を置いて、直接税・間接税のあり方など、中・長期にわたる税制の基本的見直しを行うこと。

五、国債及び地方債の発行が民間の資金需要を圧迫することのないよう充分に対処すること。

六、国債の個人消化を一層促進するとともに、国債の発行形態の多様化、発行条件の彈力化、公社債市場の整備拡充等、国債管理政策の改善に努めること。

七、専売特別納付金については、異例の措置であるので、今後安易にかかる措置をとることのないよう財政の健全化に努めること。右決議する。

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

(小字及び一は衆議院修正)

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十三年度の租税收入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行

及び日本専売公社の専売納付金の納付の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することとする。

(特例公債の発行等)

第四条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することとする。

(特例公債の発行等)

第五条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することとする。

(特例公債の発行等)

第六条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することとする。

(特例公債の発行等)

第七条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十三年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することとする。

(日本専売公社の特別納付金の納付)

第三条 日本専売公社は、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十第一項の規定による専売納付金を納付するほか、昭和五十三年度において、同条第二項に規定する積立金のうち千五百六十九億円(次項において「特別納付金」という。)に相当する金額を昭和五十四年三月三十日までに国庫に納付しなければならない。

第四十三条の十二第三項に規定する積立金の特別納付金に相当する金額は、日本専売公社法第四十三条の十二第三項に規定する積立金の額から減額して整理するものとする。

第五条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第六条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第七条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第八条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第九条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第十条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第十一条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第十二条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専売公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専売納付金の額から減額して整理するものとする。

第十三条 政府は、日本専売公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十四条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十五条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十六条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十七条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十八条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第十九条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第二十条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第二十一条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第二十二条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

第二十三条 政府は、日本専賣公社の特別納付金に相当する金額を、日本専賣公社法第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣納付金の額から減額して整理するものとする。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年五月十一日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

(日本専賣公社の特別納付金の納付)

第三条 日本専賣公社は、日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の十第一項の規定による専賣納付金を納付するほか、昭和五十三年度において、同条第二項に規定する積立金のうち千五百六十九億円(次項において「特別納付金」という。)に相当する金額を昭和五十四年三月三十日までに国庫に納付しなければならない。

第四条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第五条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第六条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第七条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第八条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第九条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十一条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十二条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十三条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十四条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十五条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十六条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十七条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十八条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

第十九条 第二項の十四第四号イ中「又は都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による専賣都市の議員若しくは市長」に改められたを次のように改正する。

売公社に対し、通常の納付金のほか、利益積立金の取り崩しによる特別納付金五千五百六十九億円を納付させる等、所要の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、日米首脳会談における両国間の経済問題、景気振興のための財政政策のあり方、国債の大量発行に伴うインフレ発生の懸念、国債の個人消化促進の具体策、公共企業体としての専売公社制度のあり方等について、総理大臣を初め政府当局に対し質疑が行われましたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して福岡知事の委員より、公明党を代表して塩出啓典委員より、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護熙委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、財政収支の改善に全力を尽くし、早期に特例公債依存の財政からの脱却に努めること、国債は後世代の国民の負担となることにはんがみ、償還のための万全の措置を講ずること等、七項目にわたる附帯決議が付されました。次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は衆議院大蔵委員長提出によるものであります。政治活動に関する寄付の個人拠出を一層助長するため、指定都市の議会の議員、市長及びこれらの公職の候補者等に対する寄付を認めようとするものであります。

この改正による本年度の租税の減収額は約五百万元と見込まれております。

委員会におきましては、質疑、討議なく、採決

の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。

まず、昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の特例に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（安井謙君） 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

第二条第一項中「及び寮母」を「寮母○及び事務職員」に改める。第三条の見出し中「学校給食の実施に必要な知識又は経験を有し、かつ、学校給食の専門的項目をつかさどるもの」とあるのは、「学校給食第五条の二に規定する施設」と加える。

前二項の規定は、国立又は公立の学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する学校栄養職員について準用する。この場合において、これらの項目中「学校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。

昭和五十三年五月十二日

農林水産委員長 鈴木 省吾

審査報告書

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

○議長（安井謙君） 御異議なしと呼ぶ者あり

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 鈴木省吾君。

ることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（安井謙君） 御異議なしと認める。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。第一項の下に「同条第三項において準用する場合を含む」と加える。

第三条第一項中「学校給食法第五条の二に規定する施設」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規定する施設」と読み替えるものとする。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業者が畑作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図るために、昭和四十九年度以降における畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づく制度の確立に資するための試験実施の実績等にかかる点が、畑作物及び園芸施設に関する恒久的な農業災害補償の制度を創設するとともに、これとの関連において農業共済基金法の一部を改正する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近の厳しい農業情勢に対処し、農業の経営の安定と健全な発展に資するよう、本制度の一層の整備充実に努めることとし、今回本格実施に移行する畑作物共済及び園芸施設共済についても実効ある運用を図るため、次の事項を十分に

検討し、その実現を期すべきである。

一、畑作物共済については、可及的に事業実施地域及び対象作物の範囲の拡大を図り、当面露地野菜、茶、ホップ、たばこ、イ草等を実情に即して追加するとともに、共済目的の種類の細分化を合理的に行うこと。

二、畑作物共済の実施にあたっては、地域の実情に適応した推進を図ることとし、農家手取り価額を勘案した単位当たり共済金額の最高額の設定、普通作の収穫量を用いた基準収穫量の設定、適正な掛金率の設定、的確な損害評価方法を確立すること。

三、園芸施設共済については、異常事故の適用基準を明確にし、特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物について共済価額・共済金額の設定及び損害評価方法につき、その適正化に配慮するとともに、共済掛金の国庫負担限度額を大幅に引き上げること。

四、農作物共済の補償内容を充実するため、農家単位引受け方式の推進を図るほか、足切り水準の引き下げまたは比例てん補方式の導入、水稻損害防止給付の充実につき検討すること。

五、家畜共済については、馬、豚に係る掛け金国庫負担割合の改善、生産共済の制度化を検討するとともに、家畜診療所の整備対策を促進し、さらに実情に即した診療点数の改定、獣医師の待遇改善を期すること。

六、蚕繭共済については、春蚕繭に小蚕期制の早期適用を期するとともに、最近の被害率の低下傾向を考慮し、その補償内容の改善を検討すること。

七、果樹共済については、本格実施移行後の事業

実績の推移にかんがみ、加入の積極的促進、運営の改善に努めるとともに、制度の抜本的見直しを行いうよう考慮すること。

八、農業共済団体の事務費の国庫負担金については、共済職員、共済連絡員、損害評価員等の待遇改善を図ること。

九、農業共済組合の広域合併については、今後ともその推進に努めること。

右決議する。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

第一条 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

(農業災害補償法の一部改正)

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第十四条の二)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第十五条 第十九条)

第二節 設立(第二十一条 第三十条)

第三節 管理(第三十一条 第四十五条)

(二) 第四節 解散及び清算(第四十六条 第五十八条)

第五節 登記(第五十九条 第八十二条)

第六節 農作物共済(第一百二十条 第一百二十一条)

第七節 果樹共済(第一百二十条の二 第一百二十条の十一)

第八節 畑作物共済(第一百二十条の二十一 第一百二十条の二十二)

第九節 園芸施設共済(第一百二十条の二十一 第一百二十条の二十二)

第十節 改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等」と、組合員等の支払べき共済金額

第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額を負担する。

第十三条の五 国庫は、園芸施設共済につき、組合員等の支払べき共済掛金の二分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十五条第一項第五号中「第八十三条第一項第五号」を「第八十三条第一項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 第八十三条第一項第五号の畑作物共済事業を行なう農業共済組合にあっては、その行

う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物につき栽培の業務を管む者

六 第八十三条第一項第六号の園芸施設共済事業を行なう農業共済組合にあっては、第八十四条第一項第七号の特定園芸施設を所有

し又は管理する者で農業を営むもの

第十四条第一項第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 畑作物共済

六 園芸施設共済

第八十四条第一項中「第五号」の下に「畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号」と加え、同条を第十三条の六とし、第十三の三の次に次の二号を加える。

昭和五十三年五月十二日 参議院会議録第二十一号 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

ては第七号」を加え、同項に次の二号を加える。

六 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび（省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）並びに第一号の農作物、桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの

害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病害、冷害、ひょう及び雹害、干害、冷害、ひょう害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

七 共済目的

施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。）の用に供する施設（以下施設園芸用施設といふ。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設（これに附屬する設備を含むものとし、省令で定める簡易なものを除く。以下特定園芸施設という。）

風水害、干害、冷害、ひょう害、火災、病害、虫害及び鳥獣害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

及び改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

一 省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下附帶施設といふ。）

二 特定園芸施設の内部で栽培される農作物（農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び烟葉の栽培に係る農作物その他の省令で定める農作物を除く。以下施設内農作物といふ。）

第八十五条第十項中「行なう」を「行う」に、

〔第八十三条第一項第四号〕を〔第八十三条第一項第七号〕に改める。

第八十五条第十項中「行なう」を「行う」に、

〔第八十三条第一項第五号〕を〔第八十三条第一項第七号〕に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畠作物共済」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同項第七号〕に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畠作物共済」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同項第七号〕に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、同条第四項中「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、同条第五項中「行なう」を「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

「第八十五条の八第一項中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加える。
第九十三条第二項中「果樹共済」の下に「畠作物共済」を加える。

第九十六条の二 組合等は、定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。

組合等は、その事業に支障がない場合に限り、定款等の定めるところにより、家畜共済に付してない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用してることができる。

第九十九条第一項第六号中「第一百二十条の五」の下に「（第一百二十条の十八及び第一百二十条の二第一項）の下に」「第一百二十条の二第一項又は第一百二十条の十九第一項」を、「第一百二十条の二第一項」の下に「第一百二十条の二第一項又は第一百二十条の十九第一項」を、「果樹」の下に「農作物又は特定園芸施設（第八十条第三項中「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、同項第八号中「第一百二十条の二第一項」の下に「第一百二十条の二第一項又は第一百二十条の十九第一項」を、「果樹」の下に「農作物又は特定園芸施設（第八十条第三項中「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、同項第八号中「第一百二十条の二第一項」の下に「第一百二十条の二第一項又は第一百二十条の十九第一項」を、「果樹」の下に「農作物又は特定園芸施設（第八十条第三項中「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「払ひもどさなければ」を「払ひ戻さなければ」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共游」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

十五において準用する場合を含む。」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

第一項第六号の農作物で、組合等が現に行つてある。類としているもの（次に掲げる農作物を除く。次項において対象農作物という。）すべく、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下附帶施設といふ。）

二 特定園芸施設の内部で栽培される農作物（農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び煙葉の栽培に係る農作物その他の省令で定める農作物を除く。以下施設内農作物といふ。）

第八十五条第十項中「行なう」を「行う」に、

〔第八十三条第一項第五号〕を〔第八十三条第一項第七号〕に改める。

第八十五条第十項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同項第七号〕に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畠作物共済」を加え、「行なう」に改め、同項第五号中「任意共済」を「園芸施設共済又は任意共済」に改め、同項第七号〕に改める。

第八十五条の四第一項第四号中「果樹共済」の下に「又は畠作物共済」を加え、「行なう」に改め、「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「行なう」に改め、「果樹共済」の下に「若しくは畠作物

若しくは園芸施設共済資格者」に改め、「果樹共済」の下に「畠作物共済、園芸施設共済」を加える。
 第百二十三条第一項第三号中「果樹共済」の下に「畠作物共済及び園芸施設共済」を加える。

第五百二十四条第二項中「果樹共済」の下に「畠作物共済」を加え、同条第三項第一号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の一項を加える。
 農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（第五百二十一条の二十一ただし書の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に第五百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額
 二 共済金額に第五百二十条の二十三第一項第一号を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 園芸施設共済に係るものにあつては、イ 又はロの金額
 イ 園芸施設異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額
 ロ 園芸施設異常事故により支払うものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

第百二十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
 第百二十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
 一 保険金額に第五百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額
 二 共済金額に第五百二十条の二十三第一項第一号を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。
 第百三十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
 一 保険金額に第五百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額
 二 共済金額に第五百二十条の二十三第一項第一号を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

第五 畠作物共済に係るものにあつては、畠作物共済の九十五に相当する金額
 六 園芸施設共済に係るものにあつては、そ
 れに相当する金額
 第百三十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
 一 保険金額に第五百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額
 二 共済金額に第五百二十条の二十三第一項第一号を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。
 第百三十五条第一項第三号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同項第四号中「果樹共済」の下に「及び畠作物共済」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
 一 保険金額に第五百二十条の二十三第一項第一号の率を乗じて得た金額
 二 共済金額に第五百二十条の二十三第一項第一号を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

第七百三十六条第三項第一号中「異常事故」を「家畜異常事故」に改め、同条に次の四項を加える。
 政府の畠作物共済に係る再保険料は、畠作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会に係る総保険金額に畠作物通常標準被

- 金ト、第五条中「再保険事業」トアルハ「再保険事業並ニ第二十二条ノ再保険事業」ト読替フルモノトス
第一十四条第一項中「果樹保險」を「畠作物共濟又ハ園芸施設共濟」に改め、同条第二項中「果樹勘定」を「農業勘定又ハ園芸施設勘定」に、「果樹保險」を「畠作物共濟又ハ園芸施設共濟」に改める。
- 第二十五条から第三十条までを削る。
- (農業共済再保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

- 9 改正後の農業共済再保険特別会計法の規定は、昭和五十四年度の予算から適用する。
10 農業共済再保険特別会計の昭和五十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項は、なお従前の例による。この場合において、同会計の臨時畠作物勘定の昭和五十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、同会計の農業勘定又は園芸施設勘定の歳入に繰り入れるものとする。
- 11 農業共済再保険特別会計の昭和五十三年度の出納の完結の際同会計の臨時畠作物勘定に所属する積立金の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、改正後の農業共済再保険特別会計法第六条第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により同会計の農業勘定又は園芸施設勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。
- 12 この法律の施行の際農業共済再保険特別会計の臨時畠作物勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、同会計の農業勘定又は園芸施設勘定に帰属するものとする。
- 13 農業共済再保険特別会計の臨時畠作物勘定の昭和五十三年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の農業共済再保険特別会計法第三十条において準用する同法第十二条の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところによ

- り、同会計の農業勘定又は園芸施設勘定に繰り越して使用することができる。
- 14 この法律の施行前に農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定と同会計の臨時畠作物勘定との間ににおいてされた繰入金は、改正後の農業共済再保険特別会計法第六条第二項の規定又は同条第三項において準用する同条第二項の規定の適用については、政令で定めるところにより、同会計の再保険金支払基金勘定と同会計の農業勘定又は園芸施設勘定との間ににおいてされた繰入金とみなす。

- 〔鈴木省吾君登壇、拍手〕
- 鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
- 本法律案は、昭和四十九年度以降の畠作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法による試験実施の実績及び最近における畠作物農業の振興に関する要請等に対応し、農業者が畠作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によって受けけることのある損失を補てんして、農業經營の安定を図るため、昭和五十四年度から恒久的な畠作物共済制度と、園芸施設共済制度とを創設するとともに、これに関連して、農業共済基金制度について、その業務の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。
- 委員会におきましては、試験実施の経過と本格実施に当たっての制度的な改善点、共済対象作物等の範囲の拡大、共済掛金の国庫負担割合、共済責任期間、共済金の支払い、損害評価方法、農作物共済及び果樹共済制度の内容の改善、家畜共済の改善と家畜診療施設の運用、農業共済団体職員、共済連絡員、損害評価員等の待遇の改善等の諸問題について、五回にわたり慎重な審議を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

- 以上御報告申し上げます。(拍手)
○鈴木省吾君登壇、拍手〕
○鈴木省吾君 これまでに御報告いたしました法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
- 本法律案は、昭和四十九年度以降の畠作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法による試験実施の実績及び最近における畠作物農業の振興に関する要請等に対応し、農業者が畠作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によって受けけることのある損失を補てんして、農業經營の安定を図るため、昭和五十四年度から恒久的な畠作物共済制度と、園芸施設共済制度とを創設するとともに、これに関連して、農業共済基金制度について、その業務の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。
- 本法律案は、昭和四十九年度以降の畠作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法による試験実施の実績及び最近における畠作物農業の振興に関する要請等に対応し、農業者が畠作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によって受けけることのある損失を補てんして、農業經營の安定を図るため、昭和五十四年度から恒久的な畠作物共済制度と、園芸施設共済制度とを創設するとともに、これに関連して、農業共済基金制度について、その業務の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

- 謹長(安井謙君) この際、日程に追加して、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔賛成者起立〕
○謹長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。
- 以上御報告申し上げます。(拍手)
○謹長(安井謙君) これまでに御報告いたしました法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
- 本法律案は、昭和四十九年度以降の畠作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法による試験実施の実績及び最近における畠作物農業の振興に関する要請等に対応し、農業者が畠作物の栽培及び施設園芸に関し不慮の事故によって受けけることのある損失を補てんして、農業經營の安定を図るため、昭和五十四年度から恒久的な畠作物共済制度と、園芸施設共済制度とを創設するとともに、これに関連して、農業共済基金制度について、その業務の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

- 一、費用
本法施行に要する経費は、約五千円が見込まれている。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十三年五月九日
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法

置法

(目的)

第一条 この法律は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行なわれてゐる最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、新東

京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もつて新東京国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資すること目

的とする。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法
右は多數をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年五月十一日
参議院議長 安井 謙殿
運輸委員長 三木 忠雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行なわれてゐる最近の異常な事態にかんがみ、当分の間の措置として、同空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は同空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めました。

本法律案は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行なわれてゐる最近の異常な事態にかんがみ、当分の間の措置として、同空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は同空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めました。

等」とは、新東京国際空港若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次に各号に掲げる行為の一をすることをいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条(公務執行妨害、職務強要)、第一百六条(騒擾)、第一百八条(現住建造物放火)、第一百九条(第一項(非現住建造物放火)、第一百十条(第一項(建造物以外放火))、第一百十七条(第一項(激發物破壊)、第一百二十五条(第一項(汽車、電車往来危険)、第一百二十六条(第一項(汽車、電車組覆等)、第一百三十条(住居侵入)、第一百四十二条から第一百四十四条まで(浄水汚穢、水道汚穢、浄水毒物混入)、第一百四十六条(水道毒物混入)、第一百四十七条(水道損壊)、第一百四十九条(殺人)、第二百八条(第一項(児器準備集合)、第二百二十条(逮捕監禁)、第二百三十四条(威力業務妨害)、第二百六十条(建造物損壊)又は第二百六十二条(器具損壊)に規定する行為

二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物使用)に規定する行為

三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条(第一項(危険物の漏出等)に規定する行為

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十九条の二第一項(危険物の漏出等)に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第六百六条第一項(虚偽の通信)又は第六百八条の二第一項(無線通信の妨害)に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十三条(禁止行為)、第五十六条において

準用する同法第四十九条第一項(物件の制限等)又は第九十九条の二第一項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)の規定に違反してする行為

(工作物の使用の禁止等)

つたときは、速やかに、当該措置を解除しなければならない。

第三条 運輸大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することができる。

4 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合においては、当該工作物の現在

又は既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかるおそれが著しいと認められ、かつ、他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、

第一項の目的を達成するため特に必要があると認められるときに限り、当該工作物を除去することができる。

5 運輸大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これら

の項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

6 運輸大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これら

の項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

7 運輸大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これら

の項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

8 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物

が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供

されている場合においては、当該工作物の現在

又は既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の

状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にか

かるおそれが著しいと認められ、かつ、他の

手段によつては同項の禁止命令の履行を確保す

ることができないと認められるときであつて、

第一項の目的を達成するため特に必要があると

認められるときに限り、当該工作物を除去する

ことができる。

9 運輸大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これら

の項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

10 運輸大臣は、第八項又は第九項の規定により

工作物その他の物件を除去した場合において、当該物件の所有者、占有者その他当該物件につ

いて権原を有する者(以下「所有者等」という)

を確認することができないため所有者等に対し

当該物件を返還することができないときは、当

該物件を保管しなければならない。

11 運輸大臣は、第八項又は第九項の規定により

工作物その他の物件を除去した場合は、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、政令で定めるところにより、

該物件を保管しなければならない。

12 運輸大臣は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件

を返還するため、政令で定めるところにより、

該物件を保管しなければならない。

13 運輸大臣は、第十一項の規定により保管した

物件が滅失し、若しくは破損するおそれがある

とき、又はその保管に過大な費用若しくは手数

を要するときは、当該物件を売却し、その売却

措置を講じた場合において、その必要がなくな

ない。

した代金を保管することができる。
前第三項に規定する保管、公示、売却等を要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十二号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第十二項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第十一項の規定により保管した物件(第十三項の規定により売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該物件の所有権は、国に帰属する。

16 運輸大臣は、第一項又は第六項から第八項までの規定による権限を行使する場合においては、その要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとする。

(損失の補償)

第四条 国は、前条第六項又は第八項から第十項までの規定による措置が講じられたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 前項の補償については、運輸大臣は、自己の見積った金額を、同項の規定による補償を受けようとする者の請求により、その者に支払うものとする。この場合において、当該金額について不服がある者は、その交付の決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。(物件の一時保管等)

第五条 第三条第八項の規定は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、又は使用する物件について準用する。この場合において、同項中「第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている」とあるのは「物件が第一項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがある」と、「他の手段によつては同項の禁止命令の履行を

して、第一項の目的」とあるのは「第一条の目的」と、「除去する」とあるのは「一時保管する」と読み替えるものとする。

確保することができないと認められるときであつて、第一項の目的」とあるのは「第一条の目的」と、「除去する」とあるのは「一時保管する」と読み替えるものとする。

15 条及び第六条の規定を準用する。

第十二項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第十一項の規定により保管した物件(第十三項の規定により売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該物件の所有権は、国に帰属する。

16 運輸大臣は、第一項又は第六項から第八項までの規定による権限を行使する場合においては、その要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとする。

(新東京国際空港公団による事務の実施)

第六条 運輸大臣は、第三条第六項、第七項、第八項(前条第一項において準用する場合を含む。)第九項若しくは第十項の規定による措置を講じるとき、又は第三条第十一項から第十四項まで(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による保管、売却若しくは費用の徴収を行うときは、新東京国際空港公団に、当該措置を実施させ、又は当該保管、売却若しくは費用の徴収を行わせることができる。

2 前項の事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一条の規定により新東京国際空港公団が同項の事務を行うときは、当該事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(運輸大臣の権限の行使)

第七条 運輸大臣は、その指定する職員に、第三条第六項、第七項、第八項(第五条第一項において準用する場合を含む。)、第九項及び第十項

並びに前条第一項の規定による権限を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(関係行政機関の協力)

第八条 関係行政機関は、この法律の実施について、運輸大臣に協力しなければならない。

(罰則)

第九条 第三条第一項の規定による運輸大臣の禁止命令に違反して建築物その他的工作物を同項目に掲げる用に供した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第三条第三項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十八条の二第一項第十号の四の次に次の二号を加える。

十の四の二 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第二百五十九号)の施行に關すること。

本案施行に要する経費としては、約五千円の見込みである。

〔三木忠雄君登壇、拍手〕

○三木忠雄君登壇、拍手 ただし議題となりました新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、衆議院提出に係るものでありまして、

新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にかんがみ、当分の間の緊急措置として、工作物の使用の禁止等の措置を講じようとするもので、その主なる内容は、

第一に、「暴力主義的破壊活動等」及び「暴力主

義的破壊活動者」について定義するとともに、規制区域について規定しております。

第二に、運輸大臣は、規制区域内に所在する工作物が暴力主義的破壊活動者により、その集合の用等に供され、またはそのおそれがあると認められるときは、当該工作物の使用の禁止を命ずることができるとしております。

第三に、運輸大臣は、禁止命令に違反して当該工作物が使用されていると認めるときは、封鎖その他必要な措置を講ずることができ、さらに、一定の要件のもとに特に必要があると認められるときに行き、当該工作物を除去することができるとしております。

第四に、運輸大臣は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、または使用する工作物の除去の場合に準じて、当該工作物を一時保管することができることとしております。その他、損失補償、罰則等、所要の規定を設けておりまます。

その他の、損失補償、罰則等、所要の規定を設けておりまます。

委員会におきましては、地方行政委員会及び法務委員会との連合審査会を開くなど、慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存します。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して日黒委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござ

ざいます。発言を許します。目黒今朝次郎君。

〔目黒今朝次郎君登壇 拍手〕

○目黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案に対し、反対する立場から討論いたします。

昭和四十一年七月四日、政府は、わが党を初めとする多くの国民の反対の意思を無視し、しかも地権者である現地農民の同意を得ることなく、三里塚に巨大な国際空港の設置を決定いたしました。

以来十二年間、政府並びに空港公団は、権力を背景に、生活防衛のため反対する農民を排除し、一方的に工事を進め、生活を死守せんとする農民との間に血で血を洗う対立抗争が幾度となく繰り返され、三月二十六日には、空港管制塔の機器が破壊されるというきわめて不幸な事件が発生いたしました。

わが社会党は、空港問題発生以来、内陸部に巨大な国際空港をつくることに反対し、人権と生活権擁護の立場から一貫して政府に猛省を促してきたところであります。政府は権力を背景として、一方的に建設を強行し、地元農民、住民の声を無視し、その生活権と生存権を脅かし続けてきたのを、政府・空港公団のファシズム的なことと言えます。政府・空港公団の責任は鋭く追及されなければなりません。

本法案の主なる目的は、暴力行為の基地となるおそれのある通称団結小屋の撤去にあると思われます。ですが、その内容を検討した場合、大きな不安を感じざるを得ません。新空港の開港日を五月二十日と決定して以来、空港周辺に鉄のへいをめぐらし、一万四千名の警官隊を配置し、さらに一般獄送迎者を排除し、加えて、本法案を制定して当たらぬければ空港の安全が保たれないという新空港が、日本の国民はもちろん、諸外国の利用客に心から祝福される空港となると言えるでしょうか。

私は絶対「ノー」と答えるを得ません。

私は、五月二十日、千葉市における福永運輸大臣と戸村反対同盟委員長の二時間余にわたる対話や、地元千葉県知事と自民党県連幹部による、いわゆる三・二六事件にかかる反対同盟の北原事務局長ら三幹部の釈放促進の動向をてて、政府も一定の譲歩を勇気をもって断行し、話し合い、平和裏に開港すべきことを粘り強く繰り返し委員会で提案してまいりました。

政府の力の対決による開港に猛省を促すとともに、本法案が譲歩立法という形をとることによって、政府の責任を回避し、責任を国民に転嫁しようとする責任を追及し、本法案が政府の無策を助長するばかりか、その運用の拡大いかんによつて、政府の責任を回避し、責任を国民に転嫁しようとする性のきわめて高い点であります。

第二条第二項は、「行うおそれがある」と認めただけで暴力主義的活動者とみなされ、要件の縛りはありません。これでは、空港建設に反対する意思を持つ主婦、農民、市民あるいは労働者は、将来暴力主義的破壊活動を行ふかもしれないとして恐れられねばなりません。

第三条は、工作物の占有者に命令するだけで、所有者に何らのかかわり合いもなく使用禁止が行われ、必要と認めたときは、令状もなく立ち入り質問させることができます。また、黙秘権についてもこれを否定しています。さらに、使用されるおそれがあると認定しただけで工作物の除去を可能としており、憲法の要求する危険の確実性の要請を満たさない疑いがあり、国民の財産の所有権、不可侵権、黙秘権を侵害し、違反者には告知、弁解、防禦、救済の機会を与えることなく、第九条によつて刑事罰が課せられることがあります。これは明らかに、憲法第二十九条、第三十一条、第三十五条、第三十八条に違反する疑いのある法案であると言わざるを得ません。

反対の第一の理由は、本法案が、財産権、住居の不可侵権、黙秘権などの基本的権利を保障した憲法に違反する疑いがあると同時に、現行の刑事、民事法体系から大きくはみ出し、法秩序を著しく乱す点であります。

反対の第二の理由は、規制区域の問題であります。本法案の「規制区域」は、単に空港周辺にとどまらず、政令によれば、東北から関西まで広範囲にわたる区域の設定が可能であり、また、質疑を通じて明らかになったことは、暫定燃料輸送の国鉄の施設も空港の機能保持という名目で対象にされ、国鉄の労使問題にまで不当介入する危険性が明らかであり、断じて認めるわけにはまいりません。さらに、工事着手の中途も立たない第二期工事を含める点、団結小屋の位置から逆算して出したと勘ぐられても仕方がない合理性を持たない「外側三千メートル」の規制区域など、きわめて不当なものとして、認めるわけにはまいりません。

反対する第四の理由は、運輸大臣への権限集中の問題であります。

本法案において、工作物に対する使用の禁止、封鎖、除去等の処分、所持する物件の提出等の認定権を運輸大臣に与え、処分命令も、運輸大臣または運輸大臣が命ずる職員が行うことになつております。土地収用法、公共用地の取得に関する特別措置法における収用委員会、あるいは破防法における公安審査委員会のような第三者機関を排除

楠 正俊君	佐藤 信二君	大森 昭君	農林大臣	砂田 重民君	文部大臣	松前 達郎君	運輸委員	辭任	補欠
柿沢 弘治君	円山 雅也君	鵜山 篤君	内藤 功君	大木 正吾君	安武 洋子君	吉田 正雄君	労働大臣	藤井 勝志君	赤桐 操君
降矢 敬雄君	堀江 正夫君	野末 陳平君	高杉 勉夫君	勝又 武一君	福岡 日出麿君	勝又 武一君	國務大臣 （國家公安委員会委員長）	加藤 武徳君	青木 薪次君
降矢 敬義君	有田 一寿君	林 寛子君	高杉 勉忠君	高橋 知之君	福岡 熊次君	高橋 知之君	行政管理庁長官	藤井 勝志君	赤桐 操君
森田 重郎君	藤井 裕久君	村沢 牧君	宮田 輝君	野田 哲君	秦野 章君	柏谷 照美君	議院運営委員	宮田 輝君	青木 薪次君
林 寛子君	宮田 輝君	宮田 輝君	鳩山威一郎君	寺田 熊雄君	寺田 熊雄君	片岡 勝治君	三木 忠雄君	青木 薪次君	赤桐 操君
森田 重郎君	高橋 知之君	高橋 知之君	廣田 幸一君	和田 静夫君	宮之原貞光君	和田 静夫君	三木 忠雄君	赤桐 操君	赤桐 操君
林 寛子君	高橋 知之君	志苦 裕君	高橋 知之君	橋本 敏君	立木 洋君	久保 亘君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	中村 太郎君	永野 肇雄君	田中寿美子君	田中寿美子君	田中寿美子君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	夏目 忠雄君	目黒今朝次郎君	栗原 俊夫君	栗原 俊夫君	栗原 俊夫君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	石本 茂君	鈴木 省吾君	野口 忠夫君	野口 忠夫君	野口 忠夫君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	菅野 儀作君	安永 英雄君	川村 清一君	川村 清一君	川村 清一君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	竹田 四郎君	村田 秀三君	秋山 長造君	秋山 長造君	秋山 長造君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	大塚 喬君	熊谷太三郎君	吉田忠三郎君	多田 省吾君	多田 省吾君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	加藤 武徳君	山内 一郎君	小柳 勇君	降矢 敬義君	降矢 敬義君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	西ヶ久保重光君	河田 賢治君	戸叶 武君	戸叶 武君	戸叶 武君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	浜本 万三君	山崎 昇君	藤田 進君	矢追 秀彦君	矢追 秀彦君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	坂倉 藤吉君	佐藤 三吾君	上田耕一郎君	多田 省吾君	多田 省吾君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
林 寛子君	高橋 知之君	下田 京子君	佐藤 昭夫君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		國務大臣	法務大臣	瀬戸山三男君	商工委員	外務委員	議長の報告事項	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		大蔵大臣	大蔵大臣	大蔵委員	辞任	補欠	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		森下 昭司君	森下 昭司君	森下 昭司君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	沖縄及び北方問題に関する特別委員	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	災害対策特別委員会	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	理事 太田淳夫君（太田淳夫君の補欠）	辻出 啓典君	辻出 啓典君
		鵜山 篤君	鵜山 篤君	鵜山 篤君	辻出 啓典君	辻出 啓典君	理事 小巻敏雄君（小巻敏雄君の補欠）	辻出 啓典君	辻出 啓典君

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	各省各厅所管使用調書(その1)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)
国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託	昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関する承認を求めるの件 商工委員会に付託	昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)
昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	決算委員会に付託
昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを付託した。
昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。
昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。
昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。
昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。
づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
公立高等学校的設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案 (小川仁一君外七名提出)	租税特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
各省各厅所管使用調書(その1)	律案可決報告書
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを付託した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。	沖縄航路配船調整規程の延長に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。	裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり指定した旨の通知書を受領した。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が付託された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。	裁判官訴追委員
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	記
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	同 予備員
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	准拠 横山(佐々木良作君の補欠)
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	許可、認可等の整理に関する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	審議会等の整理等に関する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	許可、認可等の整理に関する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	人質による強要行為等の処罰に関する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	道徳教育法の一部を改正する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書
第三 阿部未吉男君(田邊誠君の補欠)	「旨の通知書を受領した。」

著作権法の一部を改正する法律

計量法の一部を改正する法律

本日衆議院から次の本院提出案が回付された。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の
確保に関する法律の一部を改正する法律案

本日委員長から次の報告書が提出された。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改
正する法律案可決報告書

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法
案可決報告書

昭和五十三年五月十一日 參議院會議錄第二十一號

六九〇

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物誌可日

定価 一部二二〇円

發行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五六二一四四二二六代
元107